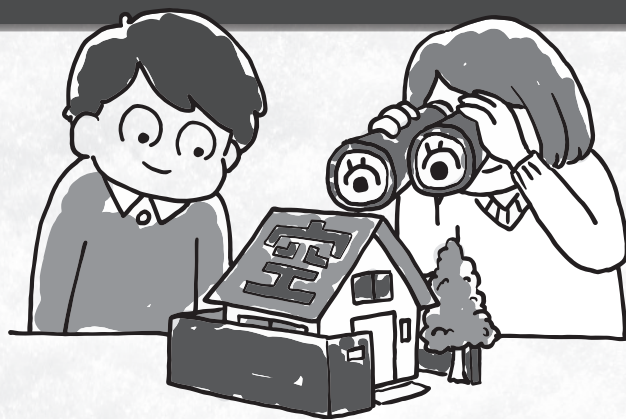


空き家を人に使ってもらう方法を考えましょう!

空き家をそのままにしておくと、税金や維持管理の費用がかかり続けてしまうことになり、使用している場合と比較して老朽化も加速し、資産価値が失われます。そのため、空き家は建物の価値があるうちに早めに活用することをオススメします。空き家の活用方法には、賃貸や売却など色々な方法があり、市では「空き家バンク」制度を設けていますので、ぜひ活用してください。



須崎市の空き家バンク



須崎市空き家バンクは、市外県外からの移住希望者や定住希望者を対象に空き家を紹介するための制度です。これまで登録された物件数は200件を超え、そのうち9割ほどが契約となっています。賃貸による空き家活用をぜひ検討してみませんか?まずはご相談ください。

空き家バンク登録までの手順



01

電話やメール、面談等で所有者様から物件についてのヒアリング



02

物件の状況を確認するため現地確認と写真撮影、間取り作成(物件の状態によっては登録できない場合があります)

03

ホームページに掲載し移住定住希望者へ情報提供(掲載内容は事前に所有者様に確認いただけます)

建物の状態が悪い場合には除却することも考えましょう



管理ができておらず、状態の悪い物件は、倒壊や部材の飛散などにより通行人にケガをさせてしまう危険性があります。また、更地にすることで、建物の維持管理の手間と費用も必要なくなります。思い出の詰まった家を壊すのは思い切った決断が必要になりますが、活用が出来ない、手放したいと考える方は今後の事も考えて検討してみましょう。

須崎市空き家相談会

須崎市内の空き家を所有・管理されている方を対象に相談会を開催します。空き家に関する色々なお悩みに、専門の相談員(宅建業・司法書士)がお答えします。



日 程	令和8年6月14日(日) ※要予約 ※相談無料
場 所	須崎総合保健福祉センター1階会議室(須崎市山手町1-7)
相談内容	空き家の売買や賃貸/相続や登記/リフォームや解体/空き家バンク/補助金等について
申込方法	参加ご希望の方は裏面の申し込み書に必要事項を記入いただき、郵送もしくは持参、FAXにてお申し込みください。ご参加いただくことを決定した方には6月初旬に相談時間等の詳細を記載した案内文書を送付いたします。
申込締切	令和8年5月31日(日)

相談会申し込み・お問い合わせ先

- 須崎市役所 住宅・建築課 TEL:0889-42-5692 FAX:0889-40-0276 MAIL:kentiku@city.susaki.lg.jp
- 特定非営利活動法人 暮らすさき TEL/FAX:050-8808-6388 MAIL:info@kurasusaki.com



kurasusaki |

検索

